

令和7年度 第33回 契約・調達委員会 審査概要

開催日時 及び場所		令和7年4月7日（月）13:30～13:58 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 公益財団法人日本陸上競技連盟内 A会議室/オンライン														
出席委員		世界陸上財団 事務次長（委員長） 弁護士 公認会計士 世界陸上財団 総務部長 世界陸上財団 財務部長 世界陸上財団 業務開発部長	遠松 秀将 原澤 敦美 黒石 匡昭 田近 隆 川口 貴史 小林あかね （敬称略・6名）													
審査案件	案件 1	・東京2025世界陸上サプライヤー（液体バイオ燃料）スポンサーシップ契約 ・東京2025世界陸上競技選手権大会におけるバイオ燃料等供給業務委託（単価契約）														
	契約方法	一般競争入札（スポンサーシップ契約と調達契約の同時入札）														
	概要	○企業協賛を通じた大会の収入確保と、大会におけるバイオ燃料等の供給を目的として、スポンサーシップ契約者とバイオ燃料等供給業務委託（調達契約）の受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結 ○スポンサーシップ契約の協賛基準額と調達契約の調達基準額を公表した上で、各々について入札を実施し、その入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定 <table><tr><td>協賛基準額</td><td>30,000,000円（税抜）</td></tr><tr><td>調達基準額</td><td>48,475,000円（税抜）</td></tr></table> <table><tr><th>区分</th><th>契約案件</th><th>概要</th></tr><tr><td>協賛</td><td>スポンサーシップ契約</td><td>【カテゴリー】 燃料バイオ燃料</td></tr><tr><td>調達</td><td>バイオ燃料等供給業務委託</td><td>国立競技場や練習会場等にバイオ燃料等を供給</td></tr></table> ○契約期間 スポンサーシップ契約 ： 契約締結日から2025年12月21日まで バイオ燃料等供給業務委託： 契約締結日から2025年9月30日まで		協賛基準額	30,000,000円（税抜）	調達基準額	48,475,000円（税抜）	区分	契約案件	概要	協賛	スポンサーシップ契約	【カテゴリー】 燃料バイオ燃料	調達	バイオ燃料等供給業務委託	国立競技場や練習会場等にバイオ燃料等を供給
	協賛基準額	30,000,000円（税抜）														
調達基準額	48,475,000円（税抜）															
区分	契約案件	概要														
協賛	スポンサーシップ契約	【カテゴリー】 燃料バイオ燃料														
調達	バイオ燃料等供給業務委託	国立競技場や練習会場等にバイオ燃料等を供給														

審査結果	➤ 案件 1 について、契約締結前（入札経過、契約候補者、契約金額等）の審査を実施し、了承された。
委員の 主な意見 (要旨)	(案件 1 について) ○黒石委員 下見積事業者のうち、予定価格の算定対象としない事業者が 1 社あったが、その理由を教えてください。 ⇒ 所管部 当該事業者の拠点は遠方の宮城県であり、単価契約の対象となる燃料単価には配送費も含まれるため、他社と比べて著しく単価が高くなっている。このため、予定価格の算定対象から除外することとした。 ○原澤委員 バイオ燃料等供給業務委託契約については、スポンサーとなる燃料供給業者が希望した場合には、財団、燃料供給業者及び配送業者の 3 者による契約が可能となり、一旦、燃料供給業者から配送業者が燃料を買い取った後に、財団が配送業者から燃料を購入するとのことであるが、燃料供給業者と配送業者間にトラブルが生じた場合や燃料の品質等に問題があった場合に財団が不利益を被ることがないよう各者の責任を明確にしたうえで契約を結んでほしい。 ⇒ 所管部 財団指定の契約書において、燃料供給業者と配送業者が連帯して責任を負うことを明記するとともに、仕様書においても、配送計画を作成する際に責任区分を提示するよう定めている。ご指摘を踏まえ、しっかり対応していきたい。 ○黒石委員 今回、下見積を徴取した複数の事業者は、いずれもバイオ燃料としての品質に問題はないと考えてよいか。 ⇒ 所管部 いずれの事業者についてもヒアリング等を通じてバイオ燃料の品質を確認しており、また仕様書においても発電機で使用する際の基準（JIS規格等）を記載しているため、品質面も担保できると考えている。